

【6月2日更新】新型コロナウイルス関連情報（第45報）

- VA州では、5日（金）から、フェーズ2に移行する予定です（北部バージニア及びリッチモンド市を除く）。
- 市民権・移民局（USCIS）は、就労査証の優先処理サービスを段階的に再開しています。

1. 本日（6月2日）17時現在の当地における感染者数は以下のとおりです。

（1）ワシントンDC：8,886名（死亡470名）

◎地域別感染者数はこちら

<https://coronavirus.dc.gov/page/coronavirus-data>

（2）メリーランド州：54,175名（死亡2,474名）

◎地域別感染者数はこちら

<https://coronavirus.maryland.gov/>

（3）バージニア州：46,239名（死亡1,407名）

◎地域別感染者数はこちら

<http://www.vdh.virginia.gov/coronavirus/>

◎DMVにおける感染者数の推移

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html#4

2. 各州政府の措置等

（1）連邦政府

市民権・移民局（USCIS）は、COVID-19を受けて3月20日から中止していた就労査証に係る優先処理（premium processing）サービス（注：追加料金を支払うことで審査時間を短縮）の受付を、6月1日から段階的に再開しています。

◎詳しくはこちら

<https://www.uscis.gov/news/alerts/uscis-resumes-premium-processing-certain-petitions>

（2）メリーランド州

6月1日、ホーガン州知事は検査場の拡大について発表しました。

・プリンスジョージズ郡アッパー・マルボロ（Upper Malboro）のシックス・フラッグス・アメリカ（Six Flags America）に、無料かつアポイントメント不要（医師の診断不要）のドライブスルー検査場を開設。毎週水曜・金曜午前10時から午後2時。

・その他、車両排気検査場（VEIP）などに州運営検査場（アポイントメント要）を拡大。

◎詳しくはこちら

<https://governor.maryland.gov/2020/06/01/governor-hogan-announces-expansion-of-six-flags-america-covid-19-testing-site/>

◎州保健局の検査案内（含：地域別検査場一覧）

<https://coronavirus.maryland.gov/pages/symptoms-testing>

◎ドライブスルー検査利用案内

<https://phpa.health.maryland.gov/Documents/VEIP-What2Expect-Testing-DoubleSided-English-May%20-%20REVISION%202.pdf>

(3) バージニア州

本日、ノーザム州知事がフェーズ2への移行について記者会見を行ったところ、主な内容は以下のとおりです。

- ・州の主要な健康指標がポジティブな兆候を示し続けていることから、6月5日（金）、北部バージニア（※）及びリッチモンド市を除き、フェーズ2へ移行する予定。

※アーリントン郡、フェアファックス郡、ラウドン郡、プリンスウィリアム郡、アレキサンドリア市、フェアファックス市、フォールズチャーチ市、マナサス市、マナサスパーク市、ダンフリース町、ハーンドン町、リーズバーグ町、ヴィエナ町

- ・フェーズ2での規制（緩和）について

- 「Safer at Home」のもと、社会的距離、テレワークの推奨、屋内の公共の場でのフェイスカバーの着用義務を継続。集会の最大許可人数は10人から50人に増加。すべての企業は、物理的距離を保つためのガイドラインを引き続き遵守し、頻繁に清掃・消毒し、職場の安全対策を強化。

- 飲食店は屋内席を50%のキャパシティで営業可。フィットネスセンターは屋内エリアを30%のキャパシティで営業可。設備を共有しない特定のレクリエーションや娯楽施設（博物館、動物園、水族館、植物園、屋外コンサート、スポーツ、舞台芸術など）は制限付きで営業可。スイミングプールは屋内と屋外の両方の運動、ダイビング、水泳指導に運営を拡大可。

- 宗教的サービス、非基幹的小売店、個人的なグルーミングサービスは、フェーズ1とほぼ同様に規制される。夜間のサマーキャンプ、屋内娯楽施設、遊園地、フェア、カーニバルはフェーズ2でも閉鎖。

◎詳しくはこちら（プレリリース）

<https://www.governor.virginia.gov/newsroom/all-releases/2020/june/headline-857141-en.html>

◎フェーズ2ガイドライン

<https://www.governor.virginia.gov/media/governorvirginiagov/governor-of-virginia/pdf/Virginia-Forward-Phase-Two-Guidelines.pdf>

◎フェーズ2に関する知事令（州知事令65号及び公衆衛生上の非常事態令6号）：

<https://www.governor.virginia.gov/media/governorvirginiagov/governor-of-virginia/pdf/eo/E0-65-Phase-Two.pdf>

（注）各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

（注）上記のほかにも、連邦・州・地方政府（郡、市など）レベルで感染拡大を抑制するための各種措置がとられています。特にお住まいの郡や市など地方政府が発信する情報には生活に密接に関わるものが多く含まれていますので、各自において最新情報の把握に努めてください。

3. 当館ホームページに新型コロナウイルス関連情報を掲載しています。情報収集の一助としてご活用ください。

◎当館 HP（新型コロナウイルス関連情報）

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html

4. 当館では、3月18日以降、当館領事班の人員体制を縮小しています。お急ぎでない手続きについては、ご来館の時期を再検討願います。

◎当館領事窓口をご利用予定の皆様へ（お願い）

<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/announcement//20200427importantmessagecoronavirus.pdf>

5. 新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館（領事班）まで御一報願います。

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所：2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話：202-238-6700（代表）

HP：https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html